○経済産業省告示第百八十七号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）を実施するため、平成十三年経済産業省告示第八十九号の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の規定による経済産業省又は中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式 様式を次のように改める。	下請代金支払遅延等防止法の規定による経済産業省又は中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式

（表　　面）

8㎝

3㎝

第　　号

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第12条第２項の規定による

立　入　検　査　証

写　　真

3㎝

6㎝

官職

氏名

年　　月　　日生

令和　　年　　月　　日交付（２年有効）

中小企業庁長官　　印

（裏　　面）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律抜粋

第12条第２項

中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第15条

第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

（表　　面）

8㎝

3㎝

第　　号

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第12条第３項の規定による

立　入　検　査　証

写　　真

3㎝

6㎝

官職

氏名

年　　月　　日生

令和　　年　　月　　日交付（２年有効）

経済産業大臣　　印

（裏　　面）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律抜粋

第12条第３項

製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第９条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第15条

第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。